

令和3年度 特別職報酬等審議会

(第2回審議会 要点筆記)

(令和3年11月15日開催)

令和3年度 第2回日田市特別職報酬等審議会  
《審議会議事録（要点）》

●日 時 令和3年11月15日（月） 14:00～15:10

●会 場 市役所4階庁議室

●出席者

(1) 委 員	杉野 義光	委員	梅木 哲	委員（職務代理）
	井上 營吉	委員（会長）	小野松 晋一	委員
	木下 慎二	委員	瀬戸 亨一郎	委員
	原田 慎也	委員	小笠原 真	委員

欠席者 2名

(2) 事務局 総務部長 総務課長 総務課主幹（総括） 総務課職員係主査

1. 会長あいさつ

2. 次第の説明

- ・ 本日の議事進行についての確認
- ・ 議事録の確認
- ・ 資料の説明

- ・ 審議会については、第1回目で公開にすることと、議事録については、要点をまとめたものを市のHPで公開することとしています。

3. 審 議

<主な意見等>

発言者	内 容
委員	・ 前回は市長の10%カットについて意見がでた。
委員	・ 別紙2について、財政の状況について鑑みてくれとあるが、市の借金はいくらぐらいか？
事務局	・ 令和元年度地方債残高については、35,123,635千円となっている。

委員	・ ちなみに収入はいくらになるのか？
事務局	・ 41,284,398 千円となっている。
委員	・ 年間の返済額はだいたいどれくらいか？
委員	・ 元金の償還額が約 47 億、利子の償還額が約 1 億 5 千万となっている。返済額については、毎年度落ちていっている状況だが、毎年元金で、40 億から 50 億程度、利子で 1 億から 2 億程度償還している現状。この中で交付税で見ている分が含まれている。
委員	・ 基本的には減っているという状況か？
事務局	・ 年によって多少増減はあるが、平成 29 年度は、年度末残高で 380 億程度あったが、平成 30 年度で 360 億、令和元年度で 350 億ということで、若干だが減っていっている傾向
委員	・ 災害などがあったが、現在のところ他市と比べて遜色ないという状況か？いわゆる財政的な問題はないということで理解してよいか？
事務局	・ 数字的なものでいえば、前回も示したが、財政健全化の指標として黄色信号が灯るような数字ではない。災害の関係については、国の補助や、災害に伴う借金についても交付税措置があるもので対応しているのがほとんど。市の単独経費については、災害に伴う基金などを活用しながら、財政運営に影響がないようにしている。
委員	・ 特別職の給与等の条例の特例に関する条例というのがあるが、前回の議論で 10%の部分を何とかしないと、増やすとか減らすとか議論がなかなかできない。今は令和 5 年 8 月 4 日までの期間はこうしますとなっているが、この改正を途中でやることは可能か？
事務局	・ この条例については、現市長の任期期間中について、議会の議決をいただいているというもの。技術的には途中で変更することも可能。改めて提案し、議決をいただければ可能である。
委員	・ どこかで強く進言しないと、前回と同じことにならないか？優秀な方を求めるためには、どこかで思い切ったことをしないといけないと思

	うが。
事務局	・ 貴重なご意見としていただくことは、大変ありがたいが、それが議案の提出につながるのかという点は難しいところがある
委員	・ そうなると、市長から諮問されて、答申している意味がない。その答申が弱いものであったら、審議会の意味がないのでは。答申の内容を十分考慮してもらって、議会に提案し、議会で審議してもらうことが必要。その後は議会の判断ということがでてくるのでは。
委員	・ 結局ここは選挙時の市長の公約と絡んでくるものである。下げるのは言いやすいが、上げるのは言いにくい。逆に言うと審議会がこういう意見だから、ということで、議会に提案したらどうか。そのあたりできないと審議会の意味がない。形だけの会議となってしまう。
委員	・ そのとおりだと思う。新しい市長が出たとき、前の人がかットしていたから、自分もカットしなければならないという考えになってしまわないか。だからどこかでこの部分を消しておかないといけないのでは。
委員	・ このままいったら、前回も、今回もこういう意見ということで、言って、その後は、後の機関に任せるしかないのでは。
委員	・ 何がきっかけで減額となっているのか？
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長が選挙の公約であった。前回の選挙後は、自らのカットは10%だが、副市長、教育長はもとに戻すということになり、議会に提案し議決をもらった。</li> <li>・ 前回の答申の中の意見でも、カットは見直すようになっていたが、最終的には市長が判断し自らの分のみについてはカットを継続し、議決を得た。</li> <li>・ 議論のなかでいろいろ意見をだすが、そうならないじゃないかという意見があるが、最終的に判断し議案を提出できるのは市長であるため、報酬審議会の意見としてはこうであるということを、しっかり言っていたくしかない。また、このカットの条例は自分の任期が終わるまでとなっている。</li> </ul>
委員	・ 平成18年からは月額本体は変わっていないということになるが、社

	<p>会的に賃金ベースをあげろという風潮があるなか、14、15年も変わらない給与体系などあるのか。</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今は、2年に一度報酬審議会を開いているが、以前は開いていなかった。基本的に他市とか経済状況などが大きく変化したときに、開催するのはいいが、そうでなければ、はたして2年に1回開催するのがいいのかということも考えなければならない。こだわる必要はないのでは。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以前は2年に1回ということにはなかった。社会情勢の変化などがあつた時に開いていた。改めてあり方についてもご意見いただければと思う。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本来は、給与をどんどん上げたりできないように、お手盛り防止の趣旨がある。14、15年変わってきてないので、あまりその意味がないかもしれない。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カットを戻すにしても、観光業や農林業などコロナの影響もあり非常に苦しい部分がある中で、市長の心情として、もとに戻しましょうといえるのかというのは、非常に難しいと思う。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長の給料は条例事項なので、最終的には議会に任せないと思うが。意見として述べるということで、決定権はないと思う。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カットするかどうかは市長の裁量に任せるしかないと思う。意見として出すかどうかはいいとして。その意見を報酬審議会が出すか出さないかということ。</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の特別職は特に意見はないですか。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他市の状況など、事務局が把握していることがあるか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点では第1回で示した内容が最新である。変更になるという情報も特にない。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事院勧告はどうか。</li> </ul>
事務局	

委員	・ 一般職については期末手当を▲0.15月の減、特別職については期末手当を▲0.1月の減となっている。
会長	・ カットはやはり選挙でいっているものであるから、難しい。 ・ 報酬審議会の意見としてきっちり述べればいいのでは。
委員	・ 市長以外は据え置きということでもいいか？ ・ 10%カットをもとに戻すという意見でよいか。 ・ それでは事務局、市長以外は据え置きということで、市長については10%カットをもとに戻すという意見でそれで皆さんたちのご意見がまとまったということでもいいか。
事務局	・ 別紙1の施行期日について説明をお願いしたい。
会長	・ 平成18年とあるのはこの条例を制定したときの日付で、その後改正があった部分は下の附則の日付となる。省略しているので、すべて記載していない。
委員	・ 市長以外は据え置きということでもいいか。 ・ 10%カットをもとに戻すという意見でよいか。
会長	・ 市長も本体は据え置きということ。
委員	・ そうです。市長も本体は据え置き、カット部分をもとに戻すということ。
委員	・ 議員についてだが、私たち報酬審議会であるから、議員定数については直接的に言えないが、議員自らが定数についてもお考えいただくような、何かそのあたりのいい知恵はないか。
委員	・ 報酬総額でみると高いのではなかという内容で、それならば定数を考えるというのも一つの案ではないかということか。
委員	・ 一人当たりは上げるべきと考える。
委員	・ 報酬審議会は議員の報酬についても意見をだすのか。

会長	・ はい。
委員	・ 先ほど委員さんが話したことを言葉にするのは難しい。しかしながらそういった意見が出たということを入れてもよいのではないかと思う。
委員	・ 委員定数に絡んでくると報酬だけで議論するのは難しい。ある程度の人数がいないと議会の民主性が損なわれる可能性もある。
委員	・ ただ意見としては入れられるだろう。うまく言葉でこんな意見があったということ。
委員	・ 今後地方議員になり手がいないという状況もでてくるのでは。現実に小さい市町村ほどそれが有り得る。若い優秀な人から見ると、それなりの報酬をもらえない、一度仕事を退職した年配の職種となっている傾向があるのではないか。何かそこに方法がないかと考えてもらいたい。
委員	・ 議員は兼職が多い。トータルでどのくらいあるのかということも指標になるのでは。
事務局	・ 議員報酬のことで議論いただいているところであるが、議員の報酬を変えるときには審議会の意見を聞くことになっている。今は2年に1回開催ということで、審議会の付帯意見に基づいて行っている。議会の方については、定数についての意見について直接的には難しいと思う。いろいろな人材を確保するためには、それなりの報酬が必要であり、金額を上げることが必要ではあるが、一方で総額を上げるのはなかなか厳しいものがあるので、そういったところを参酌しながら考えていくという、意見が書けるのかということも含めて整理したいと思う。審議会の事務分掌を外れたところまで言えるのかということも併せて考えたい。
会長	・ 10%のカットをもとに戻すということで皆様方の意見としてよいか。
委員	・ カットのところは意見ということで、本体は据え置きということで。
会長	・ 市長、副市長、教育長、議員の本体部分は据え置きということで答申

	し、10%カットは戻すということは付帯意見として入れることでよい か？
委員	～異議なしの声～
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長、副市長、教育長、議員までの報酬については据え置き、付帯意見として 10%カットの部分は必要ないということをつけさせていただく。</li> <li>・ 議員定数の部分についてはデリケートな部分もあるが、可能な限りの意見として事務局案を提案させていただき、意見をもらって完成としたい。</li> </ul>
委員	～異議なしの声～
15 : 10	終了

※本議事録は、事務局職員の要点筆記によるものであり、発言の一部については、委員の発言趣旨をそこなわない範囲で、表現の変更、また、不足している語句の補足など必要な加筆を行っております。